

熊本都市計画土地区画整理事業の決定（益城町決定）

都市計画益城中央被災市街地復興土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	益城中央被災市街地復興土地区画整理事業		
面 積	約 28.3ha		
公共施設の配置	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
	幹線街路	都市計画道路 益城中央線	
	道 路	<p>1 配置の方針</p> <p>本地区を東西方向に横断する都市計画道路益城中央線と、南北方向に縦断する県道益城菊陽線及び町道横町線を軸とした道路配置とする。</p> <p>区画道路については、現況道路の拡幅や新規道路の整備により、行き止まりや狭あい道路を解消するとともに、避難路としての機能を確保できるように適宜配置する。</p> <p>2 標準幅員の設定方針</p> <p>幹線道路（県道益城菊陽線及び町道横町線）について、自転車歩行者道も含め、幅員 14m以上を標準とする。</p> <p>区画道路については、原則として消防自動車が行き止まりのない幅員 6m以上を標準とする。</p>	
	公園及び緑地	街区公園は誘致距離、避難地としての機能、避難路とのアクセス等を配慮しながら適宜配置し、地区面積の 3%以上を確保する。	
その他の公共施設	<p>下水道は、既設管渠を活用しつつ、必要に応じて道路計画に併せた下水道管を新規に布設し、全各戸に対応するよう計画する。</p> <p>雨水は、雨水管理計画に基づいて、適切に処理する。</p> <p>宅地造成に伴う雨水の流出変化に応じて、調整池を適切に配置する。</p>		
宅地の整備	<p>現況のコミュニティに配慮しつつ、被災者の速やかな生活基盤の形成のための宅地整備を行う。</p> <p>幹線道路沿道に商業・業務系用途を配置し、良好な市街地整備を行う。</p>		

「施行区域は計画図表示のとおり」